

設立趣意書

秋田は自然に恵まれ、伝統的な無形有形の文化や歴史、芸能さらに郷土の食文化など数多くの資源を有する魅力ある地域です。その一方で、少子高齢化の進行や基幹産業の活力低下など厳しい経済情勢に課題も山積しています。

このような状況の中、市民の目線になって本当に必要としている人・物・情報、経済効果を大きく見込める事業の創造など、既存の枠組に囚われない、革新的なフレームワークを検討議論し、その成果物として新たなビジネスモデルを創造する必要性を強く認識しております。

本日お集まりいただいた第一回目会合で、皆様の、一般市民としてのお立場からの、ご意見等をお寄せいただき、議論を重ね、発展させ、時代の要請に応えられる成果を出せるよう今後益々皆様と共に邁進して参る所存でございます。

平成27年2月27日

主宰

槇野 良孝

秋田未来創生会議会則

第1章 名称と事務所

- 第1条（名称） 本会は秋田未来創生会議と称する。
第2条（事務所） 本会の事務所はスタジオフォトクリエイションに置く。

第2章 目的と事業

- 第3条（目的） 本会は秋田県経済活性化と県民生活の経済的および文化的向上を目的とする。
第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- (1) 講演会および講習会の開催
 - (2) 調査研究および勉強会の実施
 - (3) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織と運営

- 第5条（会員） 本会の会員は、設立の趣旨に賛同し、秋田県の活性化を目的に実施される各種事業に参加を希望する者をもって構成する。
会員は、個人会員および法人会員からなる正会員とする。
第6条（会費） 会員は次に定める年会費を納めるものとする。
- | | |
|------|---------|
| 個人会員 | 1,000円 |
| 法人会員 | 30,000円 |

- 第7条（役員） 本会の事業を運営するために次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 理事 10名以内
 - (5) 監事 1名

- 第8条（選出） 役員は正会員中から選出する。
会長は本会を代表し総括する。
副会長は会長を補佐し、会長不在時の代理をする。
事務局長は、第4条に揚げられた会務を総括する。
常任理事は、第4条に揚げられた会務を分担し執行する。

監事は本会の会計を監査する。監事は理事を兼ねることは出来ない。

第9条（任期） 役員の任期は1年とする。原則として承認を得た会員総会終了時より次期改選年度の会員総会終了時までとする。但し重任を妨げない。

第10条（総会） 通常総会には次の事項を含ませなければならない。

- (1) 年次事業報告ならびに会務の審議
- (2) 年次会計報告ならびに監査報告
- (3) 研究発表会の開催に関する事項
- (4) 役員改選年度においては役員の選出に関する事項

第11条（役員会） 役員会は第3条の目的に基づき、第4条に掲げた会務を分担し、遂行する。

第4章 会計

第12条（経費） 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等による。

第13条（納入） 会員は、当該年度の会費を4月末日までに納入するものとする。会費の金額の変更は会員総会で決定する。

第14条（年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日で終わる。

第15条（変更） 本会の会則の変更は、正会員の3分の1以上が出席した会員総会において出席者の3分の2以上の同意によって成立するものとする。

第5章 雑則

第16条（内規） 本会の運営上必要がある場合には、会長が内規を定めることができる。

附則 施行期日

この会則は、平成27年2月27日から施行する。